

届出事業者各位

平成 28 年 5 月 9 日

住宅瑕疵担保責任保険法人 株式会社ハウスジーメン

平成 28 年熊本地震による被害の発生に伴う  
特定住宅瑕疵担保責任の履行の確保等に関する法律の特例について（ご案内）

平成 28 年 4 月 14 日に発生しました熊本地震による被災地域につきましては、同年 5 月 9 日に国土交通省住宅局住宅生産課から許可行政庁及び免許行政庁あてに、届出期限の延長に関する事務連絡が出されておりますので、その内容をご案内致します。

1. 対象となる地域の指定について

熊本県の区域（全域）

2. 届出について

（1）届出期限について

対象地域に主たる事務所を有する建設業者又は宅地建物取引業者で、今回の第 1 3 回基準日（平成 28 年 3 月 31 日）に係る届出をしようとする者（以下「届出事業者」という。）が、今般の震災のために、当該届出を行うことができないと認められる場合には、同年 7 月 29 日までに当該届出を行えば、当該義務の不履行について行政上及び刑事上の責任は問われないことになりました。

なお、対象地域に主たる事務所を有しない届出事業者が、交通機関の遮断等により、当該届出を行うことができないと認められる場合であっても、同様の取扱いとなります。

（2）届出書類について

対象地域に主たる事務所又は従たる事務所を有する届出事業者が、今般の震災のために、資力確保措置の状況の届出において必要な書類の一部を添付することができないと認められる場合には、不足する書類を一定期日までに許可行政庁又は免許行政庁あてに提出する旨の誓約書、震災により書類の一部が消滅した旨の顛末書等を作成して提出していただくこととなります。

事務連絡につきましては国土交通省「住まいのあんしん総合支援サイト」のホームページに掲載されております。ご不明な点がございましたら、許可行政庁、免許行政庁にお問い合わせください。